

条例等検証事項(市民協働)

検証項目		現状・課題(市の評価)	他自治体の参考事例等	今後の方向性(改善案)	条例・規則等の改正の必要性
協働主体(定義)		企業、個人等との連携による取組も進んでおり、様々な主体との連携が今後も必要と考えることから、協働相手を団体に限らず、広げる必要がある。	・協働相手を「市民」「市民、市民公益活動団体、事業者」等としている。 ・特に協働主体を明記していない(「協働」の定義)。 ※令和3年度第3回審議会資料6参照		
支援・制度内容	市民公益活動事業補助金	・補助金への依存が大きい団体が多い。 ・補助の目的(狙い)に合致しているとは言い難い事業が申請される場合がある(「先駆的な活動」「特色ある活動」等を行う団体の事業を対象にしているが、該当するものが少ない)。 ・補助の成果の見えづらい。	※資料3参照		
	提案制度	・提案件数が少ない(行政へのハードルの高さ・イメージが湧かない)。 ・行政提案型については市内からのテーマの応募も近年はほぼない。一方で、本制度に限らず、各部署において団体等と協働により事業等の実施が進んでいる。 ・行政への団体の依存が大きい(補助金と同様に捉えられている)。 ・協働事業終了後も継続する事業が少ない。 ※資料4参照	※資料5参照		
	その他	・上記の制度以外の協働形態(後援・共催、財政的支援等)は一定の件数がある。 ・団体の育成・自立支援が弱い。			
登録制		・現在の登録団体数は67団体(活動状況不明団体含む) ・現状では、協働事業実施の際の登録要件となっているのみで、実質機能していない。	・補助金、提案制度等への申請要件として、市民活動支援センター等への登録を要件としている。 ・登録制等は特に規定していない。		
こまえくぼ1234		・相談(個人含む)、事業、情報発信等市民活動への支援は行っているが、認知、活用が弱い。	・市民協働事業等は市民活動支援センター等が主な窓口となっており、申請にあたっての相談等細やかな対応を行っている。 ・活動(団体)への表彰を主体となって実施している。		